

## 競争的資金等の不正防止に関する基本方針

三浦工業株式会社

制定：2025年2月

「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月文部科学大臣決定、令和3年2月改正／以下、「ガイドライン」という。）に基づき、三浦工業株式会社（以下、「当社」という。）における競争的資金等の運営・管理に関する基本方針を以下に定める。

### 1. 責任体系の明確化

（1）最高管理責任者：法人全体を統括し、競争的資金等の取扱いについて最終責任を負う者として、最高技術責任者（CTO）がその任にあたる。

（2）統括管理責任者：最高管理責任者を補佐し、競争的資金等の取扱いについて法人全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、最高技術責任者（CTO）又は最高管理責任者が指名した者がその任にあたる。

（3）コンプライアンス実施責任者：競争的資金等の適正な取扱いに関する対策の実施について実質的な責任と権限を持つ者として、技術統括本部、船用技術統括部及び三浦環境科学研究所にそれぞれ置くものとし、これらの各部門を所管する統括部長又は統括部長が指名した者がその任にあたる。

### 2. ルールの明確化・統一化

（1）競争的資金等の運営・管理に関わる構成員（研究者、事務担当者、管理者等）とその権限および職務を明確に定める。

（2）統括管理責任者は、競争的資金等に関する統一的な事務処理のルールを定め、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対しこれを周知する。

（3）競争的資金等の運営・管理に関わる構成員は、社内ルールに従って事務処理を行う。

### 3. 関係者の意識向上

コンプライアンス実施責任者は、競争的資金等の運営・管理に関わる構成員に対して、競争的資金等の受領・使用にあたってのルールや会社の事務処理ルール、不正防止の仕組み等をコンプライアンス教育で周知する。

### 4. 不正防止計画の策定と実施

不正防止計画推進部署は、競争的資金等の不正使用を未然に防止するために不正防止計画を策定し、実施する。

### 5. その他

・競争的資金等の不正行為に関する通報及び相談を社内外から受け付ける窓口を設け、当社ホームページで公表する。

・競争的資金等の適正な管理のため、モニタリング及び監査を実施する。

以上